

## 本庄市と株式会社ファミリーマートとの包括連携に関する協定書

本庄市（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、市民サービスの向上と地域の活性化に資するため、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙の緊密な相互連携と相互の資源を有効に活用し、地域のニーズに迅速かつ的確に対応し、地域社会の発展及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について連携するものとする。

- （1）市製品の販売推進に関すること。
- （2）災害対策、防災、防犯に関すること。
- （3）子育て支援及び青少年の健全育成に関すること。
- （4）高齢者・障がい者支援に関すること。
- （5）商業・観光の振興に関すること。
- （6）その他、市民サービスの向上・地域社会の活性化に関すること。

### （連絡調整）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて、協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、取組毎に別途取り決めるものとする。

### （守秘義務）

第4条 甲及び乙は本協定に基づく連携にあたり、知り得た事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩せず、また、本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

### （協定の変更）

第5条 甲と乙のいずれかから、本協定の内容について変更の申し出があったときは、その都度協議を行い、双方が合意の上、その変更を行うものとする。

(期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項及び内容に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名捺印の上、各自その1通を所有するものとする。

令和7年2月17日

甲 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号

本庄市

本庄市長

乙 東京都港区芝浦三丁目1番21号

株式会社ファミリーマート

代表取締役社長